

第4回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年6月22日(火) 14:30~
ところ 三木市立教育センター 4階 大研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第13号 新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査結果について

(2) 協議事項

協議第18号 各種事務事業(商工観光関係事業)の取扱いについて

協議第19号 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

(3) 提案事項

提案第20号 国民健康保険事業の取扱いについて

提案第21号 介護保険事業の取扱いについて

提案第22号 消防団の取扱いについて

提案第23号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて

提案第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)について

5 その他

第5回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 7月22日(木) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第6回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 8月26日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

第4回協議会 会議資料

平成16年6月22日

**** 三木市・吉川町合併協議会 ****

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 13 号	新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査結果について	1
協議事項		
協議第 18 号	各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについて	2
協議第 19 号	使用料、手数料等の取扱い（その 1）について	7
提案事項		
提案第 20 号	国民健康保険事業の取扱いについて	11
提案第 21 号	介護保険事業の取扱いについて	14
提案第 22 号	消防団の取扱いについて	19
提案第 23 号	各種事務事業（情報システム事業）の取扱いについて	24
提案第 24 号	各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その 1）について	27

報告第13号

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査結果について

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査の結果について、別添のとおり報告する。

平成16年6月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

協議第18号

各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
調整内容	1 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 中小企業等融資制度について 中小企業振興資金融資幹旋制度要綱 一般資金(運転) 貸付限度額 2,000万円以内 貸付期間 60カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 一般資金(設備) 貸付限度額 2,000万円以内 貸付期間 72カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 公害防止設備資金 貸付限度額 800万円以内 貸付期間 72カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 共同事業運営資金 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 6カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 大型店対策資金(運転) 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 500万円以下 60カ月以内 500万円超 72カ月以内 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払	1 中小企業等融資制度について 無	中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 融資対象を吉川町まで拡大する。 吉川町内の金融機関(中兵庫信用金庫、JAみのり)を取扱金融機関に加える。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
大型店対策資金(設備) 貸付限度額 1,500万円以内 貸付期間 800万円以下 72カ月以内(内据置6カ月以内) 800万円超 96カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 小規模事業者無担保無保証人資金 貸付限度額 1,000万円以内 貸付期間 60カ月以内(内据置6カ月以内) 利率 1.8%(H15年度実績) 返済方法 分割均等払 信用保証料補給 融資条件を完全に履行した借入者に全額補給 利息補給 公害防止設備資金 従業員 5人未満 100%、5~19人 80%、20人以上 60% 共同事業運営資金 約定利息の1/2(延滞利息は含まない) 小規模事業者無担保無保証人資金 約定利息の1/5(延滞利息は含まない)			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工観光関係事業の取扱い
調整内容	2 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
2 勤労者住宅資金融資制度について 勤労者住宅資金融資あっせん制度要綱 限度額 1,200万円以内 新築、購入 600万円以内 増改築 融資期間 25年以内 新築、購入 15年以内 増改築 利率 融資機関との協議により決定する率 償還方法 元利均等		2 勤労者住宅資金融資制度について 無	
		調整の具体的内容	
		勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 融資対象を吉川町まで拡大する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合することとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図るものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町企業誘致条例は、はやま工業団地の立地企業に対する奨励措置で、関宿町と県企業庁との約束であることから、新市において、関宿町企業誘致条例の内容を継承した条例を制定する。これに加え、市内企業の市外移転が雇用不安を生じさせている状況等を踏まえ、今後整備する工業団地を中心に、企業立地を促進するための支援措置のあり方について検討を行い、方向性が整理された段階で、条例改正や財政・税制措置等必要な施策を講じる。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。 イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。 ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

協議第19号

使用料、手数料等の取扱い(その1)について

使用料、手数料等の取扱い(その1)については、次のとおりとする。

平成16年6月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 火葬場使用料等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 戸籍、住民基本台帳等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	1 火葬場使用料等については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 火葬場使用料		1 火葬場使用料 無	
種別	区分	単位	使用料 市内 市外
遺骸	大人(12歳以上の者)	1死体	8,000円 20,000円
	小人(12歳未満の者)	1死体	5,000円 12,500円
	乳児(1歳未満の者)	1死体	3,000円 7,500円
	死産児	1死胎	2,400円 6,000円
汚物	胞衣産褥	1個	2,000円 5,000円
	医療汚物	1個	1,000円 2,500円
2 小動物火葬手数料		2 小動物火葬手数料 無	
種別	単位	手数料	
犬	1死体	2,000円	
ねこ	1死体	2,000円	
上記金額に消費税等が加算される。			
		合併時に三木市の制度に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	関係項目	専門部会名 住民生活部会			
調整内容	2 戸籍、住民基本台帳等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。					
区分	手数料の種類	現 況		調整の具体的内容		
		三木市		吉川町		
		単 位	手数料	単 位	手数料	
戸籍法	戸籍の謄抄本交付手数料	1通	450円	1通	450円	合併時に三木市の制度に統一する。
	戸籍の記載事項証明書交付手数料	1件	350円	1件	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
	除かれた戸籍の謄抄本交付手数料	1通	750円	1通	750円	合併時に三木市の制度に統一する。
	除かれた戸籍の記載事項証明書交付手数料	1件	450円	1件	450円	合併時に三木市の制度に統一する。
	届出・申請の受理証明書又は届書その他受理した書類の記載事項証明書交付手数料	1通	350円	1通	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1通	1,400円	1通	1,400円	合併時に三木市の制度に統一する。
	届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件	350円	1件	350円	合併時に三木市の制度に統一する。
道路運送車両法	臨時運行許可申請手数料	1両	750円	-	-	合併時に三木市の制度に統一する。
住民基本台帳法	住民票又は除かれた住民票の写しの交付手数料	1通	300円	1通	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。 (1人1回を1件とし、1時間を超える時は、1時間までごとに300円を加える。)
	住民票の記載事項に関する証明手数料	1通	300円	1通	300円	
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件	500円	1枚	500円	合併時に三木市の制度に統一する。
外国人登録法	外国人登録原票の記載事項に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	外国人登録原票の写しの交付手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
その他	印鑑に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	印鑑登録証の交付又は再交付手数料	1件	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	不在又は不在籍に関する証明手数料	1通	300円	-	-	合併時に三木市の制度に統一する。
	埋葬又は火葬に関する証明手数料	1通	300円	1枚	300円	合併時に三木市の制度に統一する。
	その他市町の事務に属する事項に関する証明手数料	1件	300円	1件	300円	合併時に三木市の制度に統一する。

関係法令

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものつき、手数料を徴収することができる。

第238条の4 1～3 (省略)

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。 ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2. 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	各種証明書等の発行手数料のうち、金額に違いのあるものは野田市の額に統一する。 なお、証明手数料は、野田市の額が高いが、これは近隣市等の均衡を考慮したものである。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	手数料については、新発田市の制度に統一する。 使用料については、現行どおりとする。

提案第20号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 2 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	1 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。 2 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1. 税率	医療分 介護分	1. 税率 医療分 介護分	合併特例法第10条の規定を適用して、合併後も不均一課税とし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
所得割	7.40% 1.30%	所得割 7.00% 0.70%	
資産割	- -	資産割 23.00% 2.30%	
均等割	25,500円 7,000円	均等割 28,000円 7,000円	
平等割	26,000円 5,500円	平等割 31,000円 4,500円	
課税限度額	530,000円 80,000円	課税限度額 530,000円 80,000円	
2. 保険給付事業		2. 保険給付事業	合併時に三木市の制度に統一する。
出産育児一時金	1件につき 300,000円	出産育児一時金	1件につき 300,000円
葬祭費	1件につき 50,000円	葬祭費	1件につき 30,000円
人間ドック助成	日帰り 24,000円(三木市民病院) (年度に1回) 1泊2日 40,000円(三木市民病院) 20,000円(その他の施設)	人間ドック助成	なし
無受診世帯報償	国民健康保険優良家庭(1人世帯を除く。) 無受診で国保税完納世帯 記念品 10年 商品券 25,000円 5年 商品券 20,000円 3年 商品券 15,000円	無受診世帯報償	なし
3. 国民健康保険運営協議会		3. 国民健康保険運営協議会	合併時に三木市の制度に統一する。
委員数	17人	委員数	6人
被保険者代表	5人	被保険者代表	2人
保険医及び薬剤師の代表	5人	保険医又は薬剤師の代表	2人
公益代表	5人(1人欠員)	公益代表	2人
保険者代表	2人		
任期	2年間(平成15年7月1日~平成17年6月30日)	任期	2年間(平成15年4月1日~平成17年3月31日)
会議	原則として年2回開催	会議	原則として年2回開催
報酬	会長 日額 11,600円 委員 日額 10,200円	報酬	会長 日額 8,500円 委員 日額 8,000円

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

国民健康保険法

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

(被保険者)

第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免は、両市町とも同一内容であるが、税率については、両市町で異なる(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率にする(例:関宿町の医療分の所得割8.9/100→野田市の医療分の所得割7.4/100。調整財源は、一般会計からの繰入れにより対応)。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	・国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。 ・人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。 ・豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

提案第 2 1 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 第 1 号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成 1 8 年度に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 6 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	1 第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。 2 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。 3 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1. 介護保険料	基準額 3,460円(月額) 段 階 保険料(月額) 第1段階 1,730円 第2段階 2,595円 第3段階 3,460円 第4段階 4,325円 第5段階 5,190円 *第3段階が基準額	1. 介護保険料 基準額 3,200円(月額) 段 階 保険料(月額) 第1段階 1,600円 第2段階 2,400円 第3段階 3,200円 第4段階 4,000円 第5段階 4,800円 *第3段階が基準額	第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降の保険料は第三期介護保険事業計画に基づき統一する。
2. 介護認定審査会	委員数 24人(審査1回に委員5名、事務局2名出席) 委員構成 医療関係12名、保健関係5名、福祉関係7名 合議体 4合議体(定員6人以内) 委員会 毎月第1~第4火・木曜日開催 審査件数1回あたり30~45件 報 酬 委員長及び職務代理者 日額 15,000円 委員 日額 12,500円	2. 介護認定審査会 委員数 5人(審査1回に委員5名、事務局3名出席) 委員構成 医療関係2名、保健関係2名、福祉関係1名 合議体 なし 委員会 隔週水曜日開催 審査件数1回あたり15~40件 報 酬 委員長及び職務代理者 日額 15,000円 委員 日額 12,500円	介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
3. 介護保険料の減免	特別の事情による減免 被保険者又はその属する世帯が災害等により損害があった場合・・・減免額は5/10~10/10 低所得者に対する減免 保険料が第1、第2段階で世帯年間収入額が40万円以下の場合・・・減免額は第1段階保険料の1/2 保険料が第2段階で世帯収入額が80万円以下の場合・・・第1段階保険料に減額	3. 介護保険料の減免 制度 無	合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	4 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。 5 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。 6 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
4 . 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置	4 . 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置	4 . 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置	合併時に三木市の制度に統一する。
内容等 社会福祉法人等の介護福祉施設サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、・短期入所サービスの利用者の内、生活困窮者(年間収入60万円未満)に対する利用者負担の1/2を減免	内容等 社会福祉法人等の介護福祉施設サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、・短期入所サービスの利用者の内、生活困窮者(年間収入41.2万円未満)に対する利用者負担の1/2を減免	内容等 社会福祉法人等の介護福祉施設サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、・短期入所サービスの利用者の内、生活困窮者(年間収入41.2万円未満)に対する利用者負担の1/2を減免	
5 . 介護保険運営協議会	5 . 介護保険運営協議会	5 . 介護保険運営協議会	合併時に三木市の制度に統一する。
委員数 15人	制度 無	制度 無	
任 期 2年間(平成15年6月1日~平成17年5月31日)			
会 議 原則として年2回開催			
報 酬 日額 8,000円			
6 . 介護保険事業計画	6 . 介護保険事業計画	6 . 介護保険事業計画	合併時に三木市の制度に統一する。第三期事業計画については、計画準備段階より情報を共有しながら計画を策定する。
1期5年間の計画(期間中3年毎の見直し)	1期5年間の計画(期間中3年毎の見直し)	1期5年間の計画(期間中3年毎の見直し)	
期間中3年間の第1号被保険者の保険料の決定	期間中3年間の第1号被保険者の保険料の決定	期間中3年間の第1号被保険者の保険料の決定	

関係法令

介護保険法

(介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県から借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見直し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

介護保険の仕組み

介護保険制度

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入して、介護が必要になったときにサービスを受けながら、それぞれの方にふさわしい自立した生活が送れるよう、老後の安心をささえ合う身近な制度です。

介護保険財政

介護保険は、住民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

この介護保険の保険給付(法定給付分)に要する費用については、国(約25%)、県(12.5%)、市町村(12.5%)の公費負担が50%で、残りの50%を第1号被保険者(18%:65歳以上の方で、個別に支払・年金から天引き)と第2号被保険者(32%:40歳~64歳の方で、医療保険料として徴収)の保険料で賄うこととされており、第1号被保険者の保険料については、サービス量の見込みに応じて個々の保険者で決定することになります。

なお、介護保険制度は、3年毎に介護保険事業計画の見直しが行われ、保険料についても、原則3か年同額とされています。

介護保険給付対象者

65歳以上で(40歳~64歳の方で、申請できる疾患もあります。)、要介護・要支援の認定を受けた場合に介護サービスを利用することができます。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第二期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 (2) 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (3) その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	介護保険料は、関宿町が野田市より高くなる見込みであり、合併後は野田市の保険料に統一することとする。その財源は、特例的な扱いとして一般会計からの繰り入れにより対応する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。 ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

提案第 2 2 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

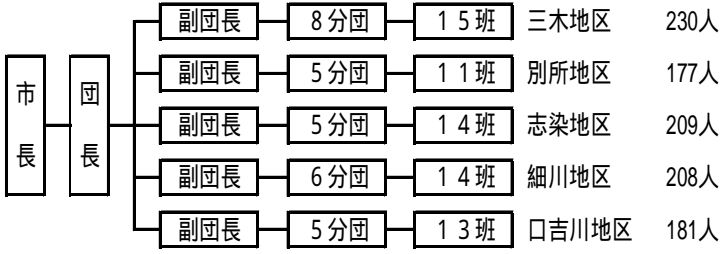

平成 1 6 年 6 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
- 2 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後に適正化を図る。
- 3 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 消防・防災部会

協議項目	消防団の取扱い		関係項目
調整内容	1 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。 2 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後に適正化を図る。 3 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況			
	三 木 市	吉 川 町	調整の具体的内容
名 称	三木市消防団	吉川町消防団	吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
組織	29分団 67班 8機動隊 団員1,006人 	9小隊 36分団 団員422人 	吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐ。 組織については、合併時に三木市の制度に統一する。 定数については、合併後に適正化を図る。
報酬・手当等	1 報酬（年額） 団長 251,300円 副団長 147,700円 分団長 41,600円 副分団長 22,200円 部長 14,200円 班長 11,000円 団員 8,500円 2 手当等 出勤実費弁償 1回800円（5回を限度）	1 報酬（年額） 団長 160,000円 副団長 104,000円 分団長 33,000円（小隊長に23,000円を追加支給） 副分団長 8,500円 部長 8,000円 班長 8,000円 団員 7,400円 2 手当等 無	合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 消防・防災部会

協議項目	消防団の取扱い	関係項目	
調整内容	4 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。		

現 況		調整の具体的内容	
三 木 市	吉 川 町		
消防施設整備補助金	区 分	補助又は地元負担	合併時に三木市の制度に統一する。
	消防ポンプ自動車・積載車	地元負担 1/10	
	小型動力ポンプ付軽四輪自動車	地元負担 1/3及び120万円を超えた額	
	小型動力ポンプ	地元負担 15/100	
	消防器具庫	補助 1/2 (100万円限度)	
	ホース干し・サイレン	補助 2/3	
	その他消防資機材	補助 2/3	
	消火栓ボックス	補助 2/3	
	施設等修繕	補助 10/10 (5万円未満) 補助 2/3 (5万円以上)	
	被服	補助 2/3	
	区 分	補助又は地元負担	
付積載車・積載車・小型動力ポンプ	地元負担 1/3		
小型動力ポンプ (C-1)	補助 1/3 (20万円限度)		
消防器具庫	補助 1/3 (40万円限度)		
警鐘台・ホース干し台	補助 1/3 (鉄骨30万円、コン8万円限度)		
警報用サイレン	補助 1/3 (5万円限度)		
消火栓ボックス一式	補助 1/3 (2万6千円限度)		
消防用ホース	補助 1/3 (8千円限度)		
消防用吸管	補助 1/3 (1万2千円限度)		
簡易組立水槽	補助 1/3 (5万円限度)		
施設等修繕	補助 1/3 (5万円以上を対象、小型動力ポンプ・防火水槽は10万円限度)		

関係法令

消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	ア 消防団については、廿日市市の消防団に統合する。 イ 団員の報酬、費用弁償については、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 合併時に新居浜市に統合するものとする。 2. 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 報酬及び手当については、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に調整する。 2 施設・機械については、新市に引き継ぎ、組織機構の再編にあわせて調整する。 3 任免については、社町の制度に統一する。 4 公務災害補償については、合併時に統一する。 5 消防組織については、1市1団として統合し、現在の団員はそのまま新市に引き継ぐものとする。
洲本五色市	洲本市、五色町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	・ 消防団については、合併時に統合する。 組織、階級及びその他消防団に関する取扱いについては、新市発足までに調整する。

提案第23号

各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて

各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報システム事業の取扱い
調整内容	情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
<p>1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。</p> <p>2 ネットワークの構築及び運用 市の各公共施設を光ファイバで接続し、それぞれのLANと接続することにより、基幹業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。</p> <p>3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、インターネット、総合行政ネットワーク、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。</p>		<p>1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。</p> <p>2 ネットワークの構築及び運用 庁舎内はLAN、各公共施設はINS回線により接続し、基幹業務、財務業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。</p> <p>3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、内部事務の効率化を図っている。</p>	<p>原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。</p> <p>三木市、吉川町の現行の情報システムの統合については、住民サービス等に支障の無いよう、安定稼働を最優先とし、安全かつ確実な移行を基本として統合を図る。</p> <p>1 基幹業務システム 住民記録、国保、年金、税、印鑑、福祉、健康等の基幹業務システムは、原則として合併時に三木市のシステムに統合する。 合併時に統合することが困難なシステムについては、合併後、早期に統合する。</p> <p>2 情報系システム インターネット、総合行政ネットワーク、情報共有システム等については、合併時に統合する。</p> <p>3 ネットワーク ネットワークは三木市の体系に統合する。 本庁舎と吉川町支所とのネットワーク幹線は、合併時まで光ファイバで接続し、支所業務が速やかに開始できるよう整備する。 学校を含む各公共施設とのネットワークについては合併後、整備する。</p>

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
洲本五色市	洲本市、五色町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	電算システム事業の取扱いについては、新市発足までに新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民サービス系システムについては、合併時に統合・稼働できるように調整する。 2 事務処理系システムについては、新市の事務機構及び組織に支障をきたさないよう調整する。 3 単独業務系のシステムについては、業務に支障がないよう調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。 2 その他の業務別電算システムについては、業務の効率化を図るため合併後速やかに調整する。

提案第 2 4 号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その 1)について

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その 1)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
ただし、母子福祉医療事業については、合併後 2 年以内に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い
調整内容	1 福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
福 祉 医 療 制 度	1. 老人福祉医療事業（県制度） 65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から老人保健法に規定する一部負担金相当額を控除した額を公費で負担する。	1. 老人福祉医療事業（県制度） 65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から老人保健法に規定する一部負担金相当額を控除した額を公費で負担する。	合併時に三木市の制度に統一する。
	2. 高齢重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 高齢重度心身障害者の疾病又は負傷について、老人保健法の規定による一部負担金が支払われた場合において、その一部負担金に相当する額を助成する。	2. 高齢重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 高齢重度心身障害者の疾病又は負傷について、老人保健法の規定による一部負担金が支払われた場合において、その一部負担金に相当する額を助成する。	合併時に三木市の制度に統一する。
	3. 身体障害者福祉医療事業（県制度） 重度心身障害者（児）（身障1,2級又は療育手帳A判定）の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。	3. 身体障害者福祉医療事業（県制度） 重度心身障害者（児）（身障1,2級又は療育手帳A判定）の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。	合併時に三木市の制度に統一する。
	4. 乳幼児福祉医療事業（県制度） 乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。 （市単独事業） 0歳児の外来自己負担（1割分）を助成する。	4. 乳幼児福祉医療事業（県制度） 乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。	合併時に三木市の制度に統一する。
	5. 母子福祉医療事業（県制度） 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。	5. 母子福祉医療事業（県制度） 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額を公費で負担する。 （町単独事業） 県制度で所得要件を満たさず却下となる母子等について、町単独事業で受給者としている。	合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 乳幼児医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。ただし、佐伯町及び吉和村の乳幼児医療費給付事業の対象者であり、廿日市市の例に統一することにより対象外となる者については、経過措置を設けるものとする。</p> <p>(2) 老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。</p> <p>(3) 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めることとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。</p> <p>2. 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<p>・延長保育、保育所への入所、母子家庭・父子家庭等医療費の助成、精神障害者医療費助成)、障害者ホームヘルプサービスなどは、野田市の方が有利であるので、野田市の制度に統一する。</p> <p>・身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は、両市町で対象者や支給額に違いがあるので、住民に有利な野田市の制度に統一する。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 2ヶ月児に対する家庭訪問については、第1子に限り実施する。</p> <p>イ 精神障害者医療費助成については、合併後、新市において新制度を検討する。新制度適用までの間は、豊浦町の現行制度適用者で、豊浦地区に住所を有するものについては、継続して助成する。</p>